

## ラブホテルに関する調査研究報告紹介

(財団法人社会安全研究財団『季刊 社会安全』41:8-14 頁 2001年6月)

山本 功(淑徳大学社会学部講師)

本稿は、社会安全研究財団に設置された性風俗問題調査研究委員会(委員長 矢島正見、委員 岩井宜子、樋田大二郎、吉田英法、川崎太一、山本 功)によって平成12年に行われた調査研究をもとに、モーテル・ラブホテルに関する知見の一部を紹介するものである。なお、調査結果の全体は社会安全研究財団より『店舗型性風俗特殊営業(モーテル・ラブホテル)調査研究報告書』として刊行されている。ご一読いただければ幸いである。

### 1. ラブホテルとは何か

通常人びとは、一目でそれが「ラブホテル」であるか「ふつうのホテル」であるかを判断できるであろう。男女が性的な営みに使うものがラブホテルであり、それは外見をみれば「わかる」であろう。筆者が学生に問うても、誰もが「わかる」と答えた。このとき、小さな子どもが親に向かって「あの建物なに？」とたずね、親はしょうがなく「あれはお城だよ」と答えざるをえないような外見の建物が想定されているのである。

例えば渋谷の円山町や新宿の歌舞伎町などは、ラブホテルが建ち並ぶ街というイメージがある。しかし、この二つの地域のホテルを「ラブホテル」の届けのあるものとないもので色分けして地図にシールを貼っていってみると、意外なことに「ラブホテル」ではないホテルが少なくないことがわかる。実際、新宿・渋谷地区内にはおよそ300のホテル・旅館等があるが、警察署に届け出をしている営業所は半分に満たない。すなわち、外見上、人びとが「ラブホテル」と判断するであろう建物が、法的区分では通常のホテル営業になっているのである。

どうしてこのようになっているのかは、法的なラブホテルの定義をみなければわからない。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下、「風営適正化法」とする)においては、「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する政令で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」としてモーテル、ラブホテルをソープランドやストリップ劇場と並んで「店舗型性風俗特殊営業」のひとつとして位置づけている。

そして同法の施行令はさらに厳密に風営適正化法の施設を定め、モーテル・ラブホテルを定義している。それによると、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であり、かつ、食堂又はロビーの床面積が一定の数値に達せず、そして自動車の車庫の構造(モーテル)室内の設備として回転するベッド、横臥している姿態が映る鏡が1平方メートル以上、ガラス張りの浴室、SM用設備、ビデオカメラ等その他性的好奇心に応ずるための設備(ラブホテル)があるときに、すなわち～

がすべて満たされたときに「店舗型性風俗特殊営業」として風営適正化法の規制対象となるのである。風営適正化法は平成10年に改正され、11年4月より施行されたが、モーテル・ラブホテルの営業者から、「広告規制が厳しすぎる」(風営適正化法上のラブホテルであると、広告物やビラ等が規制される)、「(政府系金融機関や銀行から)融資が受けられない」、「同種営業なのに法の対象外となるホテルとの区別の仕方が不合理である」との声があがっていた。すなわち、規制緩和を求める声である。しかしながら、一般家庭へのいわゆる「ピンクビラ」を非難するクレームなど、性的な営業にたいする規制の強化を求める声も世の中にはある。

そこで、モーテル・ラブホテルに関して、現在の風営適正化法が現実に合っているかどうか、人びとはその営業をどのように見ているかを明らかにするための調査が行われたのである。

## 2. 現在のラブホテルはどうなっているか

現在のラブホテルがどうなっているのかを明らかにするために、業界団体に加盟している 1,377 軒に、業界団体の協力を得た上で郵送で調査票を送付した。143 票は宛先不明で返送され、残り 1,234 票中 269 票が回収された。したがって、約 2 割の回収率となり、営業者に対する調査の精度は高くないことをあらかじめ述べておかなければならない。

風営適正化法上の届け出別では、届け出業者 86.2% (232 軒)、届け出していない業者 13.8% (37 軒) と、届け出業者が大半を占めるサンプルとなった。

まず、ラブホテルがどのような設備を客室内に備えているのかを見てみよう。図 1 と図 2 をご覧いただきたい。

図1 客室内設備(複数回答)

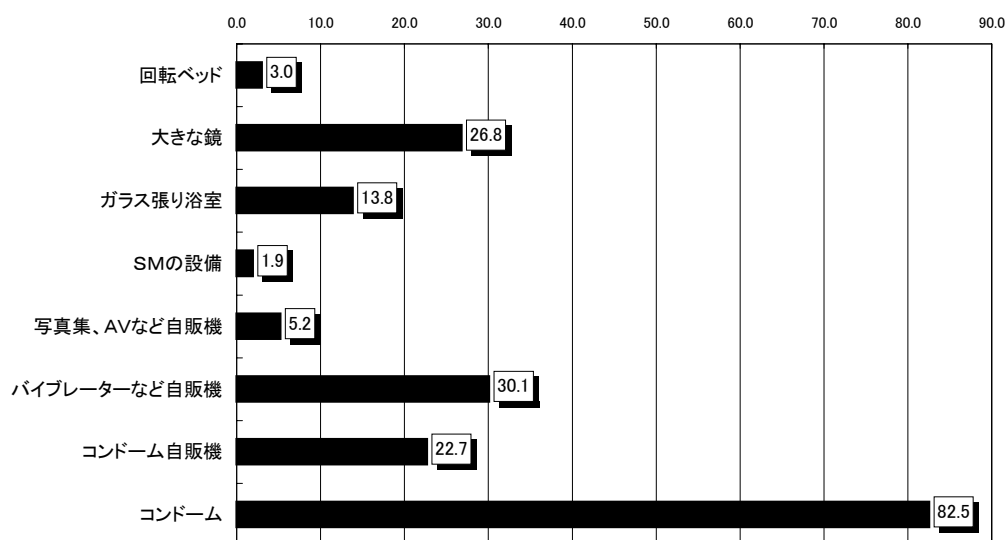


図2 客室内娯楽設備(複数回答)

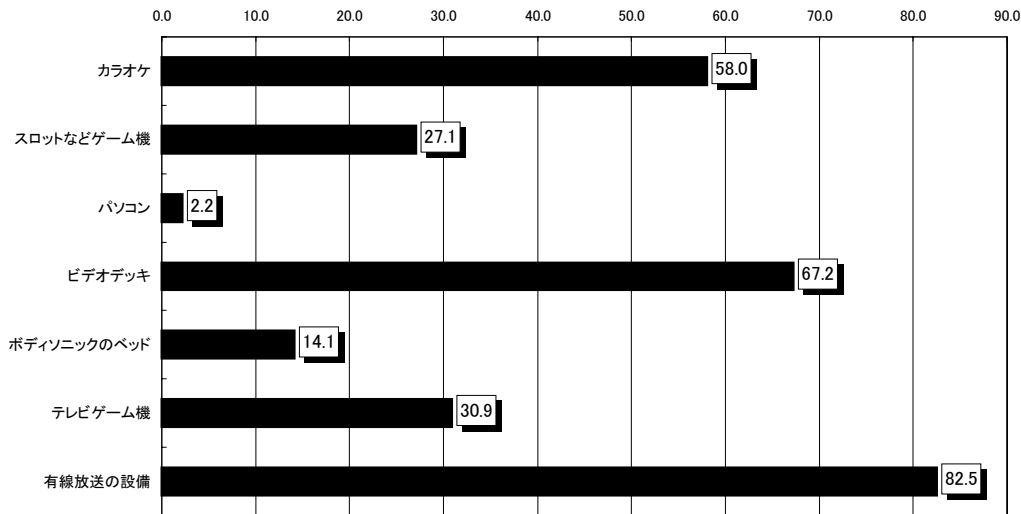


図1及び図2からいくつかのことが言える。

まず、風営適正化法及びその施行令等が想定している設備は必ずしも多くない、ということである。コンドームに関しては保健所等がむしろ置くように指導しているようであり、風俗営業の問題とは別種の事情がある。これを除くと、最も多いのはパイプレーター等自販機であり3割の営業所が設置している。ついで大きな鏡が26.8%、コンドーム自販機の22.7%となる。

これらの設備のうち、コンドームを除いた7種類の設備の数を求めてみると、全く何の設備もない営業所が40.1%(108軒)、1種類だけの営業所が30.9%(83軒)、2種類の設備のある営業所が18.6%(50軒)、3種類以上の設備のある営業所は10.4%(28軒)であった。すなわち、4割のラブホテルは風営適正化法等が想定している設備を備えていないのである。

逆に、法が想定していないような娯楽設備に関しては、営業所の82.5%有線放送設備を備えており、ビデオデッキでは67.2%が、カラオケでは58.0%の営業所が備えている。こうした娯楽設備をまったく備えていない営業所は9.7%であった。1～2種類の娯楽設備を備えている営業所が33.8%、3～4種類の営業所が39.4%、5種類以上の営業所が17.1%であった。

したがって、現行の法令が規定する「ラブホテル」は、かならずしも実態に合ったものとは言えなくなりつつあると言えよう。機会があればコンビニエンスストアの雑誌売り場で、若者向けのレジャー情報誌を手にとっていただきたい。レストランやショッピング、行楽地とほとんど同列に、ラブホテルがレジャー空間として紹介されている。それも、決して男性向けの紹介というわけでもないのである。実態に即した「ラブホテル」の法的規定が検討されてもよいのではないだろうか。

### 3. 人びとはラブホテルをどうみているか

#### (1) 一般的な法規制意識

ついで一般の人びとがどのようにラブホテルを見ているかをみていこう。全国から層化二段階抽出により100地点を抽出し、各地点から20歳以上の男女計1,350人を抽出した。有効回収票は1,035票となり、有効回収率は76.7%となった。

調査票で「モーテル・ラブホテルを法律で規制することについてどう思いますか」とたずね、以下の選択肢を提示した。1. どんな場所であっても禁止した方がよい、2. 今のままでよい、3. どんな場所であっても禁止の必要はない、4. 地域を限って禁止した方がよい、の4つである。図3は男性について、図4は女性について、その結果を年代別に示したものである。

調査対象者全体では、「どんな場所であっても禁止した方がよい」が3割、「今のままでよい」4割、「どんな場所であっても禁止の必要はない」2パーセント、「地域を限って禁止した方がよい」3割であった。全面的な規制解除という意見はごく少数であり、「今のままで」「地域を限って」と一定の条件の下でモーテル・ラブホテルの存在を認める意見が7割を占めていることになる。

一見して、図の帯グラフ左の無地の部分、「どんな場所であっても禁止した方がよい」が、年齢が上がるにつれて増えていることがわかりただけよう。男女とも20代では1割であるが、50～60代男性で3割、70歳以上男性で5割が、そして50代女性の4割、70歳以上女性の6割が「禁止した方がよい」と回答している。

図の左からふたつめ右上がり斜線の部分、「今のままでよい」がこれとほぼ逆の関係にあり、20～30代男性および20代女性の6割がこのように回答している。年齢が上がるにつれて少なくなる傾向があり、50～60代男性で4割、50～60代女性で2～3割前後となる。

「どんな場所であっても禁止の必要はない」という回答は男女いずれの年代でも数パーセントであり、少数にとどまる。「地域を限って禁止した方がよい」という回答は、男女ともに40代の4割がこう答えており、他の年代と比較してやや多い割合となっている。

図3 法規制についての意識(男性)

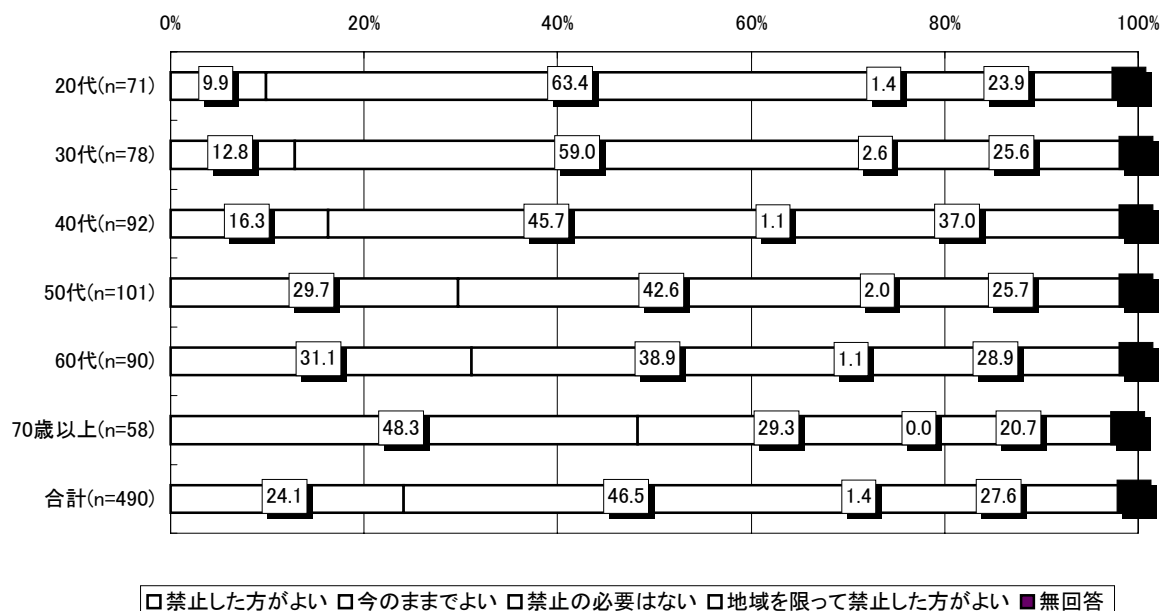
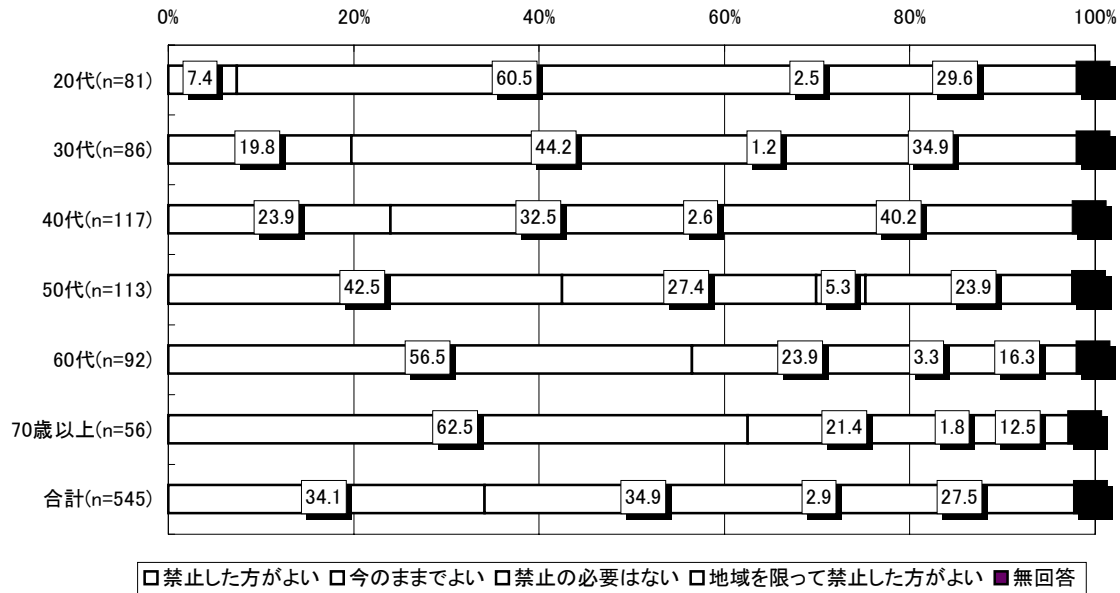


図4 法規制についての意識(女性)



この設問の選択肢は、回答者はラブホテルに対する法的規制のあり方について知らないであろうことを想定してつくられた。というのは、現行法においても例えば官公庁、学校、図書館、児童福祉施設、その他都道府県条例で定める施設の周囲での営業は禁止されており、したがって「今のままでよい」ということと、「地域を限って禁止した方がよい」ということは実質的に同じことになるのである。両者をあわせると全体の7割の人びとがこうした態度であることがわかる。

3割の人びとが「地域を限って禁止」という回答をしたわけであるが、では、どのような場所の禁止を求めているのか、自由回答から拾ってみよう。「地域を限って禁止した方がよい」と答えた人に、具体的な禁止地域を書いていたその回答結果である。

女性は21歳から79歳まで80人の方が、また男性は21歳から90歳まで68人の方が記述した。計148人と、自由回答では最も多く記述された項目である。

これらの方々の意見はほぼ3つに要約できる。第1は、文教地区は禁止、という意見である。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、特殊学校の周辺や通学路は禁止、ということである。第2は、住宅地域は禁止、という意見である。そして第3は、公共の場は禁止、という意見である。役所、公民館、公会堂、図書館、美術館、博物館、等の公共施設、公園、スポーツ施設、病院、そしてさらに駅前等は禁止、ということである。

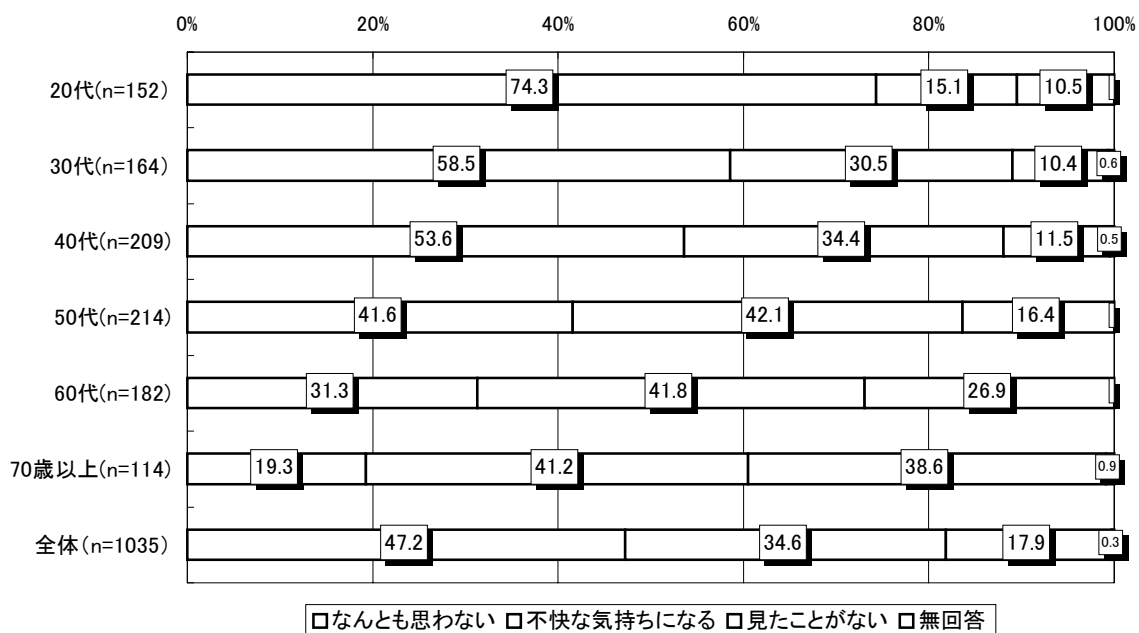
これら第1から第3までをまとめると、人々の「日常生活圏」ということになる。しかも、この日常生活圏ということでは神社・仏閣や商店街・ショッピング街も含まれ、範囲がやや広まる。それゆえ、記述された禁止地域のほとんどはこの日常生活圏に入る。よって、住民が求めるモーテル・ラブホテルの禁止地域は日常生活圏ということになる。

## (2)ラブホテルの外観への意識

図5は、「モーテル・ラブホテルの一部の建物の外観が西洋の城のように人目をひく派手な様相を帯びていることについてどう思いますか」とたずね、「なんとも思わない」「不快な気持ちになる」「見た

ことがない」の3つの選択肢を提示した結果である。

図5 外観について

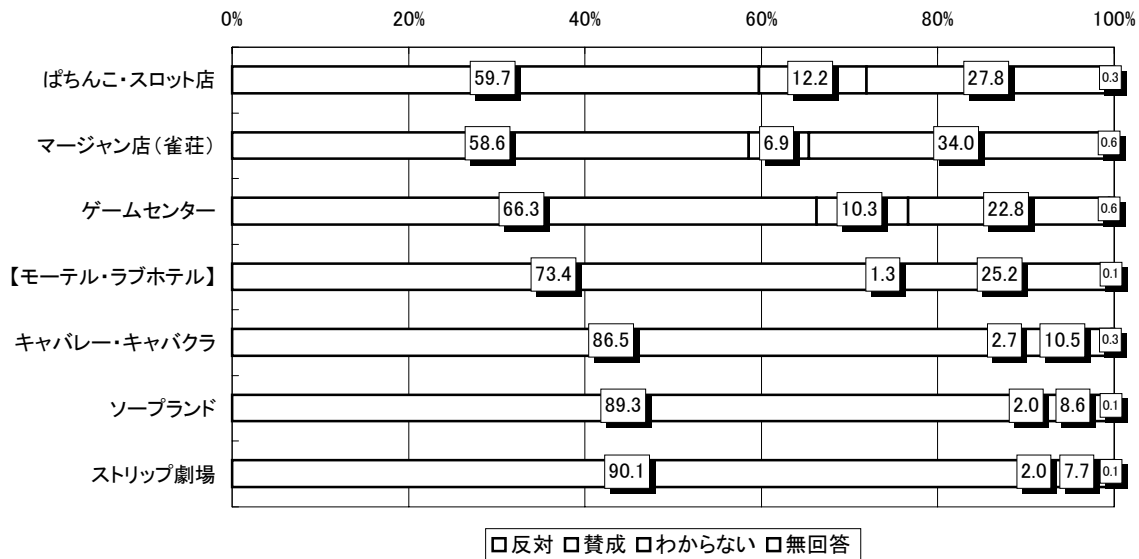


全体では、約半数の人が「なんとなく思わない」とし、3割半の人が「不快な気持ちになる」と回答した。若い世代ほど「なんとなく思わ」ず、年代が上がるほど「不快」に思う人の割合が多くなる傾向にあることがわかる。ただし、60代、70歳以上の世代ではそもそも「見たことがない」という人も少なくない。

### (3) 他種の風俗営業等と比べて

図6は、「近隣に以下のものが建設された場合、どのように考えますか」とたずね、「反対」「賛成」「わからない」の3つの選択肢を提示した結果を示したものである。

図6 風俗営業等に対する態度  
(n=1035)



パチンコ・スロット店やマージャン店、ゲームセンターといったギャンブル的な営業には6割前後が反対という態度をとり、キャバレー・キャバクラ、ソープランド、ストリップ劇場といった性的な営業では9割前後が反対という態度をとることがわかる。パチンコ店とゲームセンターでは1割ほど「賛成」という回答があるが、これら以外では数パーセントにとどまり、「反対」でない人は賛成というわけでもなく、「わからない」という態度をとっている。

キャバレー、ソープランド、ストリップといった性的な営業では「わからない」という回答は1割であるのに対し、モーテル・ラブホテルに対しては4人に1人が「わからない」としている。この傾向は、性的な営業よりもむしろギャンブル的な営業に近い。モーテル・ラブホテル営業は、ギャンブル的な営業と性的な風俗営業のちょうど間くらいに位置することがわかる。

以上の3種類のデータをあわせて検討すれば、このようなことになるだろうか。モーテル・ラブホテルの外観については、人びとは、とりわけ若い世代ではそれほど強い不快感を抱いているわけではない。しかし、文教地区や生活空間、近隣で営業されるとなると否定的な反応を示す。とは言っても、キャバレーやソープランド、ストリップ劇場ほどのものではない。

#### 4. おわりに

この調査の報告書では、数量的なデータの分析だけではなく、ふんだんに書いていただいた自由記述の回答を、そのまま収録してある。とりわけ営業者のそれは、貴重な資料であると思われる。是非御参照いただきたい。

恥ずかしながらこの調査に携わるまで、それなりに目にしたことがある「ラブホテル」というものが、一般のホテルと法的にどのように区別されているのか、まったく知らなかった。しかしそれは私だけではなく、多くの人びとがそうであると思う。そして、営業者の自由記述をみると、外見上まったくラブホテルでもあるにもかかわらず、融資や広告規制に関して、風営適正化法上の規程にあてはまらないホテルとの取り扱い上の違いが不合理で不公平だという声は、それなりに理解できるものにはある。とはいえ、一切の規制を撤廃するべきという結論はこの調査結果からは導けない。

他方、回答した一般住民のイメージするラブホテルは、法的規程にあてはまるそれではなく、あくまでも外見上で判断されるいわゆる「ラブホテル」であろう。中の設備がどうなっているかどうかは、利用しない住民にはなんの関わりもないことである。となると、一般ホテルとラブホテルを区別する現行の規定が合理的でない、という営業者の声は、決して一般住民の感覚と相容れないものではないだろう。より合理的で妥当な規制のあり方を研究し検討する必要があるのではないかと書き述べて、結びとしたい。